

令和4年1月6日

保護者各位

宜野湾市立嘉数中学校  
校長 玉城 健蔵  
(公印省略)

## 本県の対処方針(警戒レベル2)変更に伴う本校教育活動及び部活動等について (通知)

平素より、本校の学校教育についてご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

本県では新型コロナウイルス感染症が急拡大し、「まん延防止等重点措置」を適用する方針で、準備が進められております。

本校における教育活動及び部活動等については、市教育委員会の方針のもと、感染症対策を徹底し、下記の通りといたします。

つきましては、各家庭におかれましても、引き続き感染症対策を徹底するとともに、本校の教育活動にご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) マスクを着用し、手洗いまたは手指消毒を徹底する。屋外においても十分な感染対策を講じる。
- (2) 生徒、教職員とも登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。生徒本人及び同居家族に発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で療養を促し、登校を控える。

#### 2 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち、感染リスクの高い学習活動については、学習内容を厳選し、感染症対策を徹底して実施する。

#### 3 部活動

1月6日(木)から当面の間、部活動は原則休止とする。但し、次の場合はその限りではない。

- (1) 地区・県・九州・全国大会がある競技等に限り、学校長許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (2) 上記(1)において練習が許可された場合、平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)、大会に出場する登録メンバーなど、必要最小限の人数で行う。さらに学級学年閉鎖等の対応がある場合は、その期間は部活動に参加しないこと。
- (3) 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう指導を徹底する。(部室、更衣室、下校時等を含む)
- (4) 感染者または濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。
- (5) 練習試合や合同練習は行わない。

参照 令和4年1月6日「沖縄県対処方針(警戒レベル2)変更に伴う「1月6日～当面の間」における部活動およびスポーツ少年団の活動について(通知)」〈宜野湾市教育委員会〉